

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則（平成15年規則第4号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条～第5条 （省略）</p> <p>第6条 削除</p> <p>（騒音発生施設）</p> <p>第7条 条例第2条第11号の規則で定める施設は、別表2のとおりとする。</p> <p>（指定作業）</p> <p>第8条 条例第2条第12号の規則で定める作業は、その作業期間（1年を超えない作業中断期間を含む。）が3月以上にわたる次の作業とする。ただし、建設用重機を使用した除雪排雪作業及び建設工事現場において当該建設工事に伴って行われる作業並びに第32条第3号及び第4号に掲げる区域で行われる第5号及び第6号の作業を除く。</p> <p>(1)～(6) （省略）</p> <p>（拡声放送）</p>	<p>第1条～第5条 （現行のとおり）</p> <p><u>（特定粉じん排出等作業の対象となる建築材料及び作業）</u></p> <p>第6条 条例第2条第10号の規則で定める建築材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。</p> <p><u>2 条例第2条第10号の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</u></p> <p><u>(1) 前項に規定する建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業</u></p> <p><u>(2) 前項に規定する建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業</u></p> <p>（騒音発生施設）</p> <p>第7条 条例第2条第13号の規則で定める施設は、別表2のとおりとする。</p> <p>（指定作業）</p> <p>第8条 条例第2条第14号の規則で定める作業は、その作業期間（1年を超えない作業中断期間を含む。）が3月以上にわたる次の作業とする。ただし、建設用重機を使用した除雪排雪作業及び建設工事現場において当該建設工事に伴って行われる作業並びに第32条第3号及び第4号に掲げる区域で行われる第5号及び第6号の作業を除く。</p> <p>(1)～(6) （現行のとおり）</p> <p>（拡声放送）</p>	<p>定義の新設</p> <p>条例の一部改正に伴う号ずれ</p> <p>同上</p>

<p>第9条 条例第2条第13号の規則で定める放送は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>(揚水施設)</p> <p>第11条 条例第2条第14号の規則で定める施設は、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートルを超える施設とする。</p> <p>第12条～第27条 (省略)</p> <p><u>(作業基準)</u></p> <p>第28条 (省略)</p> <p>(特定粉じん排出等作業に係る説明及び実施の届出)</p> <p>第29条 条例第52条及び第53条の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>特定粉じん濃度測定の方法</u>を記載した書面及びその測定箇所を示す図面</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>(特定粉じん排出等作業の完了の届出)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 条例第54条第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第9条 条例第2条第15号の規則で定める放送は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>第10条 (現行のとおり)</p> <p>(揚水施設)</p> <p>第11条 条例第2条第16号の規則で定める施設は、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートルを超える施設とする。</p> <p>第12条～第27条 (現行のとおり)</p> <p><u>(特定作業基準)</u></p> <p>第28条 (現行のとおり)</p> <p>(特定粉じん排出等作業に係る説明及び実施の届出)</p> <p>第29条 条例第52条、<u>第53条及び第57条第3項</u>の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) <u>特定粉じんの濃度の測定方法</u>を記載した書面及びその測定箇所を示す図面</p> <p>(3)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(特定粉じん排出等作業の完了の届出)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 条例第54条第1項第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>条例第51条の改正に伴う改正</p> <p>条例の一部改正に伴う改正</p> <p>規定整備</p> <p>条例の一部改正に伴う改正</p>
---	--	---

<p>(1) (省略)</p> <p><u>(2) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第12項に規定する特定建築材料(以下「特定建築材料」という。)の種類</u></p> <p><u>(3) 特定粉じん濃度測定結果又は粉じん濃度測定結果</u></p> <p>4 (省略)</p> <p>第31条～第43条 (省略)</p> <p>(使用時間を制限する地域、営業及び音響機器)</p> <p>第44条 (省略)</p> <p>2 条例第79条の規則で定める営業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(2) 食品衛生法施行令第35条第2号に掲げる喫茶店営業(風俗営業に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>(3) 専らカラオケ装置(伴奏音楽を収録したビデオディスク、磁気テープその他これらに類するものを再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱ができる機能を有する装置をいう。以下同じ。)を使用させて営む営業(前2号に該当するものを除く。)</u></p> <p>3 (省略)</p> <p>第45条～別表5(その2) (省略)</p> <p>別表6</p> <p><u>1 特定建築材料の除去作業に係るもの</u></p> <p><u>作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去するときは、当該特定建築材料の除去を行う場所(以下「除去作業場」という。)の出入口に更衣室、洗浄室及び前室の3室構造からなる施設を設置</u></p>	<p>(1) (現行のとおり)</p> <p><u>(2) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の17第1項の政令で定める特定建築材料の種類</u></p> <p><u>(3) 特定粉じんの濃度の測定結果又は粉じんの濃度の測定結果</u></p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>第31条～第43条 (現行のとおり)</p> <p>(使用時間を制限する地域、営業及び音響機器)</p> <p>第44条 (現行のとおり)</p> <p>2 条例第79条の規則で定める営業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(2) 専らカラオケ装置(伴奏音楽を収録したビデオディスク、磁気テープその他これらに類するものを再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱ができる機能を有する装置をいう。以下同じ。)を使用させて営む営業(前号に該当するものを除く。)</u></p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第45条～別表5(その2) (現行のとおり)</p> <p>別表6</p> <p><u>1 作業場の出入口における措置に係るもの</u></p> <p><u>作業の対象となる建築物その他の工作物に使用されている吹付け石綿又は石綿含有断熱材等(石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材のうち、吹付け石綿以外のものをいう。以下この項において同じ。)をかき落とし、切断若しくは破碎によ</u></p>	<p>規定整備</p> <p>同上</p> <p>食品衛生法施行令の一部改正に伴う削除</p> <p>第2号の削除及び第3号の繰上げに伴う規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>囲い込み又は封じ込めを行うときの規定を新設</p>
--	---	--

し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じた上で行うこと。

## 2 特定粉じん濃度測定に係るもの

除去作業場の隔離状況、集じん・排気装置の性能及び除去作業場内の特定粉じんの飛散状況を把握するため、特定建築材料の除去作業中における集じん・排気装置の排気口、前室の入口及び除去作業場の直近の外周並びに特定建築材料の除去作業後除去作業場の隔離を解く前における当該除去作業場内について、市長が別に定める方法により石綿の濃度を測定すること。

## 3 特定粉じん等の処理に係るもの

- (1) (省略)
- (2) プラスチック袋でこん包する場合には、厚さ0.15ミリメートル以上の十分な強度を有する袋で二重に詰め、圧力による破損を防止するため袋内の空気を十分に抜くこと。また、二重詰めに当たっては、高性能真空掃除機を備えた前室で、内袋の外側に付着した石綿を除去した後、外袋をかけること。

- (3)～(4) (省略)

り除去する作業を行うとき、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み若しくは封じ込め（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）作業を行うとき又は吹付け石綿の封じ込め作業を行うときは、これらの作業（以下この表において「除去等作業」という。）を行う場所（以下この表において「作業場」という。）の出入口に、外部から作業場へ向かう方向順に、更衣室、洗浄室及び前室の3室構造からなる施設を設置し、又はこれと同等以上の効果を有する措置として市長が別に定めるもの（以下この表において「代替措置」という。）を講じた上で行うこと。

## 2 特定粉じんの濃度の測定に係るもの

作業場の隔離状況、集じん・排気装置の性能及び作業場内の特定粉じんの飛散状況を把握するため、除去等作業中における集じん・排気装置の排気口、更衣室の入口及び作業場の直近の外周並びに除去等作業後に作業場の隔離を解く前における当該作業場内について、市長が別に定める方法により石綿の濃度を測定すること。ただし、代替措置を講じた場合における当該濃度の測定場所は、市長が別に定める場所とする。

## 3 特定粉じん等の処理に係るもの

- (1) (現行のとおり)
- (2) プラスチック袋でこん包する場合には、厚さ0.15ミリメートル以上の十分な強度を有する袋で二重に詰め、圧力による破損を防止するため袋内の空気を十分に抜くこと。また、二重詰めに当たっては、高性能真空掃除機を備えた前室で、内袋の外側に付着した石綿を除去した後、外袋をかけること。ただし、代替措置を講じた場合は、市長が別に定める方法により処理を行うことをもってこれに代えることができる。

- (3)～(4) (現行のとおり)

規定整備

囲い込み又は封じ込めを行うときの規定を新設  
規定整備

規定整備

別表 7～様式 4 (省略)

様式 5 (省略)

別紙 1

ばい煙発生施設(ガス又は液体を専焼させるボイラー)の

構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法

工場等における施設番号							
名称及び型式							
設置年月日		年	月	日	年	月	日
設置(変更)工事着手予定年月日		年	月	日	年	月	日
使用開始予定年月日		年	月	日	年	月	日
規模	燃料の最大燃焼能力 (重油換算l/h)						
	伝熱面積(m <sup>2</sup> )						
使用状況	1日の使用時間及び月 使用日数等	時～	時	時～	時	時	時
	使用期間	時間/日	日/月	時間/日	日/月	時間/日	日/月
使用燃料	種 類	月～	月	月～	月	月～	月
	燃料中の成分割合(%)	灰分	い お う分	窒素 分	灰分	い お う分	窒素 分
	発熱量(MJ/kg)						
	通常の使用量 (重油換算l/h)						
ばい煙の濃度	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	最大	通常	最大	通常	最大	通常
	窒素酸化物 (容量比ppm)	最大	通常	最大	通常	最大	通常
ばい煙の処理の方法	煙突の構造 (排出口の実高さ×排出口の口径)(m)						
	上記以外のばい煙の処理施設の概要						

注1 設置年月日の欄は、条例第31条第1項の届出の場合及び条例第32条第1項の届出の場合に記入してください。

2 設置(変更)工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄は、条例第30条第1

別表 7～様式 4 (現行のとおり)

様式 5 (現行のとおり)

別紙 1

ばい煙発生施設(ガス又は液体を専焼させるボイラー)の

構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法

工場等における施設番号							
名称及び型式							
設置年月日		年	月	日	年	月	日
設置(変更)工事着手予定年月日		年	月	日	年	月	日
使用開始予定年月日		年	月	日	年	月	日
規模	燃料の最大燃焼能力 (重油換算l/h)						
	伝熱面積(m <sup>2</sup> )						
使用状況	1日の使用時間及び月 使用日数等	時～	時	時～	時	時	時
	使用期間	時間/日	日/月	時間/日	日/月	時間/日	日/月
使用燃料	種 類	月～	月	月～	月	月～	月
	燃料中の成分割合(%)	灰分	い お う分	窒素 分	灰分	い お う分	窒素 分
	発熱量(MJ/kg)						
	通常の使用量 (重油換算l/h)						
ばい煙の濃度	ばいじん (g/m <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常	最大	通常
	窒素酸化物 (容量比ppm)	最大	通常	最大	通常	最大	通常
ばい煙の処理の方法	煙突の構造 (排出口の実高さ×排出口の口径)(m)						
	上記以外のばい煙の処理施設の概要						

注1 設置年月日の欄は、条例第31条第1項の届出の場合及び条例第32条第1項の届出の場合に記入してください。

2 設置(変更)工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄は、条例第30条第

- 項の届出の場合及び条例第32条第1項の届出の場合に記入してください。
- 3 燃料中の成分割合の欄に記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにしてください。
- 4 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度に換算した値にしてください。
- 5 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度を記入してください。
- 6 上記以外のばい煙の処理施設の概要の欄は、集じん装置等のばい煙処理施設を設置している場合のみ記入してください。

別紙 2 (その 1)

ばい煙発生施設(固体燃料を熱源として使用するボイラー、加熱炉、直火炉、乾燥炉、溶融炉、溶解炉及び廃棄物焼却炉)の構造及び使用の方法

工場等における施設番号													
名称及び型式													
設置年月日		年	月	日	年	月	日						
設置(変更)工事着手予定年月日		年	月	日	年	月	日						
使用開始予定年月日		年	月	日	年	月	日						
規	燃料の最大燃焼能力(重油換算l/h)												
	伝熱面積(m <sup>2</sup> )												
	火格子面積(m <sup>2</sup> )												
	一次燃焼室容積(m <sup>3</sup> )												
模	焼却能力(kg/h)												
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時	～	時	時間/日	日/月	時	～	時	時間/日	日/月		
	使用期間	月	～	月	月	～	月	月	月	～	月		
使用燃料	種類												
	燃料中の成分割合(%)	灰分	い	お	窒素	灰分	い	お	窒素	灰分	い	お	窒素
	発熱量(MJ/kg)												
	通常の使用量(重油換算)h												
	混焼割合												
原材料(焼却物)	種類												
	使用割合												
	1日の使用量(kg)												
ばい煙の濃度	ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常

注1 設置年月日の欄は、条例第31条第1項の届出の場合及び条例第32条第1項の届出の場合に記入してください。

- 1項の届出の場合及び条例第32条第1項の届出の場合に記入してください。
- 3 燃料中の成分割合の欄に記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにしてください。
- 4 ばい煙の濃度については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算した値にしてください。
- 5 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度に換算した値にしてください。
- 6 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度を記入してください。
- 7 上記以外のばい煙の処理施設の概要の欄は、集じん装置等のばい煙処理施設を設置している場合のみ記入してください。

別紙 2 (その 1)

ばい煙発生施設(固体燃料を熱源として使用するボイラー、加熱炉、直火炉、乾燥炉、溶融炉、溶解炉及び廃棄物焼却炉)の構造及び使用の方法

工場等における施設番号													
名称及び型式													
設置年月日		年	月	日	年	月	日						
設置(変更)工事着手予定年月日		年	月	日	年	月	日						
使用開始予定年月日		年	月	日	年	月	日						
規	燃料の最大燃焼能力(重油換算l/h)												
	伝熱面積(m <sup>2</sup> )												
	火格子面積(m <sup>2</sup> )												
	一次燃焼室容積(m <sup>3</sup> )												
模	焼却能力(kg/h)												
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時	～	時	時間/日	日/月	時	～	時	時間/日	日/月		
	使用期間	月	～	月	月	～	月	月	月	～	月		
使用燃料	種類												
	燃料中の成分割合(%)	灰分	い	お	窒素	灰分	い	お	窒素	灰分	い	お	窒素
	発熱量(MJ/kg)												
	通常の使用量(重油換算)h												
	混焼割合												
原材料(焼却物)	種類												
	使用割合												
	1日の使用量(kg)												
ばい煙の濃度	ばいじん(g/m <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常

注1 設置年月日の欄は、条例第31条第1項の届出の場合及び条例第32条第1項の届出の場合に記入してください。

- 2 設置(変更)工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄は、条例第30条第1項の届出の場合及び条例第32条第1項の届出の場合に記入してください。
- 3 燃料の最大燃焼能力の欄は、ボイラー、加熱炉、直火炉、乾燥炉、溶融炉及び溶解炉のみ記入してください。
- 4 伝熱面積の欄は、ボイラーのみ記入してください。
- 5 一次燃焼室容積及び焼却能力の欄は、廃棄物焼却炉のみ記入してください。
- 6 燃料中の成分割合の欄の記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにしてください。
- 7 原材料(焼却物)の欄は、加熱炉、直火炉、乾燥炉、溶融炉、溶解炉及び廃棄物焼却炉のみ記入してください。
- 8 原材料(焼却物)の欄は、ばい煙の発生に影響のあるものに限って記入してください。
- 9 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度に換算した値にしてください。
- 10 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度を記入してください。

別紙2 (その2) (省略)

様式6～様式10 (省略)

様式11

特定粉じん排出等作業完了届

年 月 日

(宛先)札幌市長

届出者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

特定粉じん排出等作業が完了しましたので、札幌市生活環境の確保に関する条例第54条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所

(特定工事の名称 )

- 2 設置(変更)工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄は、条例第30条第1項の届出の場合及び条例第32条第1項の届出の場合に記入してください。
- 3 燃料の最大燃焼能力の欄は、ボイラー、加熱炉、直火炉、乾燥炉、溶融炉及び溶解炉のみ記入してください。
- 4 伝熱面積の欄は、ボイラーのみ記入してください。
- 5 一次燃焼室容積及び焼却能力の欄は、廃棄物焼却炉のみ記入してください。
- 6 燃料中の成分割合の欄の記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにしてください。
- 7 原材料(焼却物)の欄は、加熱炉、直火炉、乾燥炉、溶融炉、溶解炉及び廃棄物焼却炉のみ記入してください。
- 8 原材料(焼却物)の欄は、ばい煙の発生に影響のあるものに限って記入してください。
- 9 ばい煙の濃度については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算した値にしてください。
- 10 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度に換算した値にしてください。
- 11 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度を記入してください。

別紙2 (その2) (現行のとおり)

様式6～様式10 (現行のとおり)

様式11

特定粉じん排出等作業完了届

特定粉じん排出等作業完了届

年 月 日

(宛先)札幌市長

届出者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

特定粉じん排出等作業が完了しましたので、札幌市生活環境の確保に関する条例第54条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所

(届出対象特定工事の名称 )

特定粉じん排出等作業完了届

特定工事を施工した者_の氏名等		〒 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
特定粉じん排出等作業の種類		1 解体作業(2・3を除く。) 2 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(かき落とし、切断又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(3を除く。) 3 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4 改造・補修作業	
特定粉じん排出等作業の実施の期間	年 月 日から 年 月 日まで	※ 整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 受理年月日	
特定粉じん濃度測定結果又は粉じん濃度測定結果	別添のとおり	※ 備考	
排出された特定粉じんの重量	kg		
特定粉じんを運搬した者の氏名等		〒 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
特定粉じんを処分した施設	名称		
	住所		
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の下請負人の氏名等	〒 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		

注 ※の欄には、記入しないでください。  
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式12～様式27(省略)

届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名等		〒 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
特定粉じん排出等作業の種類		1 解体作業(2・3を除く。) 2 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(かき落とし、切断又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(3を除く。) 3 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4 改造・補修作業	
特定粉じん排出等作業の実施の期間	年 月 日から 年 月 日まで	※ 整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 受理年月日	
特定粉じん濃度測定結果又は粉じん濃度測定結果	別添のとおり	※ 備考	
排出された特定粉じんの重量	kg		
特定粉じんを運搬した者の氏名等		〒 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
特定粉じんを処分した施設	名称		
	住所		
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の下請負人の氏名等	〒 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		

注 ※の欄には、記入しないでください。  
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式12～様式27(現行のとおり)

様式 28

表

(省略)

裏

札幌市生活環境の確保に関する条例(抜粋)

第126条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にばい煙発生施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは騒音発生施設を設置している者の工場等、特定工事、指定作業若しくは地下掘削工事の場所、商業宣伝を目的として拡声放送を行う者の拡声機の設置の場所、特定管理化学物質を取り扱う事業場又は揚水施設の設置の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(4) 第126条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式 28

表

(現行のとおり)

裏

札幌市生活環境の確保に関する条例(抜粋)

第126条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙発生施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは騒音発生施設を設置している者の工場等、届出対象特定工事、指定作業若しくは地下掘削工事の場所、届出対象特定工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場、商業宣伝を目的として拡声放送を行う者の拡声機の設置の場所、特定管理化学物質を取り扱う事業場又は揚水施設の設置の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(4) 第126条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者